

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
平成30年1月22日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	5件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	4件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	4件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1700067 号  
厚生局事案番号 : 東海北陸 (国) 第 1700025 号

## 第 1 結論

平成 19 年 6 月の請求期間については、国民年金保険料を納付猶予されていた期間に訂正することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 60 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 6 月

平成 18 年 9 月に、母親が私の保険料免除を申請し、平成 18 年 7 月から平成 19 年 6 月までの期間が若年者保険料納付猶予として承認された。しかし、平成 19 年 6 月 1 日から同月 19 日まで厚生年金保険に加入したため、平成 19 年 6 月は承認が取り消され、国民年金未加入期間と記録されている。平成 19 年 6 月は、一旦、納付猶予が承認されているので、納付猶予期間として認めてほしい。

## 第 3 判断の理由

日本年金機構が保管する請求者の平成 18 年度国民年金保険料免除・納付猶予申請書及びオンライン記録によれば、請求者は平成 18 年度の免除申請を平成 19 年 5 月 24 日に行い、その申請処理は同年 7 月 3 日に行われているところ、社会保険事務所 (当時) は、同年 6 月 13 日に行われた請求者の厚生年金保険被保険者資格取得 (同年 6 月 1 日) の処理により、請求期間において請求者の国民年金被保険者の種別が第 1 号から第 2 号 (厚生年金保険の被保険者) へ変更されたことを踏まえて、請求期間を除く平成 18 年 7 月から平成 19 年 5 月までの期間を平成 18 年度の若年者納付猶予期間として承認している。

また、オンライン記録によると、その後、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失 (平成 19 年 6 月 19 日) の処理が平成 19 年 7 月 17 日に行われ、さらに厚生年金保険被保険者資格を取得 (同年 10 月 1 日) 及び喪失 (同年 11 月 1 日) の処理が行われており、請求者の国民年金第 1 号被保険者への種別変更の手続きは、平成 20 年 8 月頃に種別変更時期を平成 19 年 11 月とする処理が行われたことにより、平成 19 年 6 月 (請求期間) から同年 9 月までは、国民年金未加入期間として記録されている。

一方、請求者の平成 17 年度国民年金保険料免除・納付猶予申請書及びオンライン記録によれば、請求者は、当該申請書において継続免除を希望しており、請

求期間を含む平成 18 年度は改めて免除申請をしなくても、所得状況等の要件を充たせば、引き続き若年者納付猶予が承認される取り扱いとなっていたところ、この継続免除の取扱いは、平成 18 年 6 月に請求者が厚生年金保険被保険者資格を取得及び喪失したことに伴い取り消され、その後、平成 17 年度の若年者納付猶予期間として平成 18 年 6 月を含めて承認されていることが判明したが、年金事務所は、平成 23 年 12 月に平成 18 年 6 月を若年者納付猶予が承認された期間として改めて記録する処理を行った。

当該処理に関して、日本年金機構は、請求期間当時、承認された若年者納付猶予期間中に厚生年金保険被保険者となった場合は、その後、同一年度内（7 月から翌年 6 月まで）に再び国民年金第 1 号被保険者となった期間については、改めて申請をする必要はなく、社会保険事務所において若年者納付猶予期間として記録することが可能とされていたこと及び当時、A 県下の社会保険事務所では、この取扱いを行った場合、それ以降の継続免除の申請期間についても要件を充たせば若年者納付猶予が承認された期間として記録していたことを回答している。

また、請求期間を含む平成 19 年 6 月から同年 9 月までが国民年金未加入期間と記録されていることについて、i) オンライン記録では、平成 19 年 8 月に請求者に対し加入勧奨が行われたことが記録されており、この時点で、社会保険事務所は請求者が平成 19 年 6 月に国民年金第 2 号被保険者ではなくなっていることを把握していたと推察されること、ii) 「国民年金第 2 号又は第 3 号被保険者から第 1 号被保険者に移行した者に対する適用促進について」(平成 17 年 4 月 20 日付け庁保険発第 0420001 号) により、加入勧奨を行ってもなお届出のない者に対しては、職権による種別変更の処理を行う取扱いが通知されていたことを踏まえると、平成 19 年 6 月に国民年金第 2 号から第 1 号被保険者へ種別を変更する処理を行うことが可能であったと考えられる。

このため、請求期間を含む平成 18 年 7 月から平成 19 年 6 月までの期間は、平成 18 年 6 月を若年者納付猶予が承認された期間として平成 23 年 12 月に記録されたこと、平成 18 年度国民年金保険料免除・納付猶予申請書により所得状況が確認できること及び上述の取扱いを踏まえ、平成 17 年度の申請に基づき継続して若年者納付猶予が承認された期間として記録することが可能であったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付猶予されていたものと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700294号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700171号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成20年12月25日は6万円、平成21年7月24日は5万円、平成21年12月25日は6万円、平成22年8月25日は5万円に訂正することが必要である。

平成20年12月25日、平成21年7月24日、平成21年12月25日及び平成22年8月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年12月25日、平成21年7月24日、平成21年12月25日及び平成22年8月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成20年12月  
② 平成21年7月  
③ 平成21年12月  
④ 平成22年8月

A社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。(厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。)

## 第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書及び金融機関から提出された請求者に係る通常貯金預払状況調書により、請求者は、A社から、請求期間①は6万円、請求期間②は5万円、請求期間③は6万円、請求期間④は5万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていることが確認できる。

また、請求期間に係る賞与支払年月日については、上述の通常貯金預払状況調

書により、請求期間①は平成 20 年 12 月 25 日、請求期間②は平成 21 年 7 月 24 日、請求期間③は平成 21 年 12 月 25 日、請求期間④は平成 22 年 8 月 25 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 20 年 12 月 25 日、平成 21 年 7 月 24 日、平成 21 年 12 月 25 日及び平成 22 年 8 月 25 日に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出していることから、社会保険事務所は、請求者の平成 20 年 12 月 25 日、平成 21 年 7 月 24 日、平成 21 年 12 月 25 日及び平成 22 年 8 月 25 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700233号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700172号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成15年8月5日は32万3,000円、平成15年12月18日は33万6,000円、平成16年12月21日は32万9,000円、平成17年7月15日は32万2,000円、平成17年12月20日は34万1,000円、平成18年12月20日は41万円に訂正することが必要である。

平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日及び平成18年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日及び平成18年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年8月  
② 平成15年12月  
③ 平成16年12月  
④ 平成17年7月  
⑤ 平成17年12月  
⑥ 平成18年12月

A社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された給与所得の源泉徴収票、複数の同僚から提出された給与明細書、A社から提出された請求者の給与明細書、賞与明細書、賞与に係る振込金受取書及び回答並びに同僚の訂正請求時に提出された当該

期間の賞与に係る給与明細書及び賞与明細書により、請求者は、同社から、請求期間①は32万3,000円、請求期間②は33万6,000円、請求期間③は32万9,000円、請求期間④は32万2,000円、請求期間⑤は34万1,000円、請求期間⑥は41万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認又は推認できる。

また、請求期間に係る賞与支払年月日については、上述の振込金受取書及び回答並びに複数の同僚のオンライン記録により、請求期間①は平成15年8月5日、請求期間②は平成15年12月18日、請求期間③は平成16年12月21日、請求期間④は平成17年7月15日、請求期間⑤は平成17年12月20日、請求期間⑥は平成18年12月20日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日及び平成18年12月20日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700274号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700173号

## 第1 結論

請求者のA社における平成26年3月1日から平成27年6月21日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成26年3月及び同年4月は18万円から30万円、平成26年5月は18万円から28万円、平成26年6月及び同年7月は18万円から30万円、平成26年8月は18万円から28万円、平成26年9月及び同年10月は18万円から30万円、平成26年11月は18万円から28万円、平成26年12月は18万円から30万円、平成27年1月及び同年2月は18万円から28万円、平成27年3月から同年5月までは18万円から30万円とする。

平成26年3月から平成27年5月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年3月から平成27年5月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成26年2月21日から平成27年6月21日まで  
A社に在職中の標準報酬月額の記録が、実際の給与額と比べて低い額となっている。標準報酬月額を訂正し、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間のうち、平成26年3月1日から平成27年6月21日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は18万円と記録されているところ、請求者から提出された給料支払明細書、預金通帳及び給与所得の源泉徴収票、課税庁から提出された給与支払報告書、市民税・県民税申告書及び個

人市県民税の課税状況について（回答）並びにA社から提出された給料支払明細書（以下、併せて「給料支払明細書等」という。）により、資格取得時及び4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（30万円）はオンライン記録を超えており、当該標準報酬月額と同額又は異なる標準報酬月額（平成26年3月及び同年4月は30万円、平成26年5月は28万円、平成26年6月は30万円、平成26年7月は32万円、平成26年8月は28万円、平成26年9月及び同年10月は30万円、平成26年11月は28万円、平成26年12月は30万円、平成27年1月及び同年2月は28万円、平成27年3月から同年5月までは30万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、給料支払明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成26年3月及び同年4月は30万円、平成26年5月は28万円、平成26年6月及び同年7月は30万円、平成26年8月は28万円、平成26年9月及び同年10月は30万円、平成26年11月は28万円、平成26年12月は30万円、平成27年1月及び同年2月は28万円、平成27年3月から同年5月までは30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成26年3月から平成27年5月までの期間について、請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は請求者の平成26年3月1日から平成27年6月21日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成26年2月21日から同年3月1日までの期間について、給料支払明細書等により、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700299号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700174号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成16年12月14日は15万6,000円、平成18年7月7日及び平成19年7月5日は18万5,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月14日、平成18年7月7日及び平成19年7月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月14日、平成18年7月7日及び平成19年7月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月  
② 平成18年7月  
③ 平成19年7月

A社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書、給与明細書、市民税・県民税特別徴収税額の通知書(納税義務者用)及び給与所得の源泉徴収票並びにA社及びB健康保険組合の回答により、請求者は、同社から、請求期間①は15万6,000円、請求期間②及び請求期間③は18万5,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間に係る賞与支払年月日については、上述のB健康保険組合の回答及び複数の同僚のオンライン記録により、請求期間①は平成16年12月14日、請求期間②は平成18年7月7日、請求期間③は平成19年7月5日とすることが

妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 16 年 12 月 14 日、平成 18 年 7 月 7 日及び平成 19 年 7 月 5 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1700259 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1700026 号

## 第 1 結論

昭和 55 年 4 月から昭和 57 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日：昭和 33 年生  
住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 55 年 4 月から昭和 57 年 3 月まで

私の国民年金については、妻が A 市役所で婚姻届（昭和 54 年 3 月）を提出した際、市役所の人から、私が国民年金に加入しなくてはならないと聞いたため、加入手続を行ってくれた。また、請求期間の保険料についても、妻が、送付されてきた納付書を用い、妻の保険料とともに婦人会を通じて納付したと思う。

加入手続以後、妻が厚生年金保険の被保険者であった期間については、証拠がなく、はっきりと私の保険料を納付してくれたとは言えないが、請求期間については、妻が自分の保険料を納付しているのに、私の保険料を納付しないはずはないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間は 24 か月と比較的短期間であり、請求者は請求期間後の国民年金加入期間において保険料の未納はない。

また、請求期間を含め、請求者に係る国民年金の諸手続及び保険料の納付を行ってくれたとする妻は、自身の国民年金加入期間において保険料の未納はなく、納付済期間のほぼ全ての保険料を前納していることから、保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

しかしながら、請求者及び妻は、請求者に係る国民年金の加入手続について、婚姻した昭和 54 年 3 月に行ったと陳述しているところ、国民年金受付処理簿及び請求者の手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況によると、請求者が所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号に係る加入手続は、昭和 57 年 4 月頃に行われたものと推認される。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム、紙台帳検索システム及びオンライン記録において、請求者の現在の氏名、旧姓等を踏まえて確認を実施した

ものの、上述の国民年金手帳記号番号以外に、請求者に係る別の国民年金手帳記号番号は見当たらないほか、請求者に係る国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿並びに請求者が所持する年金手帳においても、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことがうかがえる記載等の形跡は見当たらない。

以上のことを踏まえると、請求者の国民年金の加入手続は、上述の昭和57年4月頃に初めて行われたものと推認され、この際、請求者が20歳に到達した昭和53年\*月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、請求者は、請求期間当時、国民年金に未加入であったことから、請求者に対し、納付書が作成されることはなく、請求者及び妻が陳述するとおり、妻が、請求者に係る請求期間の保険料を、自身の保険料とともに婦人会を通じて、現年度保険料として納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、上述の請求者の加入手続が初めて行われたものとみられる時期（昭和57年4月頃）を基準とすると、請求期間の保険料は、現年度保険料及び過年度保険料として納付する方法を用いて遡って納付することが可能であったものの、妻は、年度当初に送付されてくる納付書以外にも納付書が送付されてきたかどうか明確な記憶はなく、婦人会を通じて定期的に保険料を納付した以外に、遡って保険料を納付した覚えはない旨陳述していることを踏まえると、妻が、請求者に係る請求期間の保険料を遡って納付したとする事情はうかがえない。

加えて、請求者及び妻は、妻が自身の保険料を納付しているのに、請求者の保険料を納付しないはずはない旨陳述しているところ、妻に係る請求期間の保険料は納付済みと記録されている。しかし、国民年金受付処理簿及びオンライン記録によると、妻に係る国民年金の加入手続は、請求期間の始期である昭和55年4月頃に行われていたと推認され、請求期間において、妻は国民年金の被保険者であり、国民年金に未加入であった請求者とは事情が異なることから、妻に係る請求期間の保険料が納付されていることをもって、請求者に係る請求期間の保険料が納付されていたと推認することはできない。

このほか、請求者に係る国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、請求期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらない上、妻が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、妻が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1700275 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1700027 号

## 第 1 結論

昭和 62 年\*月から平成 5 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日：昭和 42 年生  
住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 62 年\*月から平成 5 年 3 月まで

私は、A 市の実家を出て、昭和 62 年\*月に他県の大学に入学したが、私の将来を案じた母親が、当時、任意であった国民年金加入について知人に相談したところ、「何かあったら困るだろうから納付した方がよい。」との意向を聞き、私に代わり、母親が私の国民年金の加入手続を行い、私が大学生の間、A 市内の郵便局に年金手帳を持参し、保険料を納付してくれていた。その年金手帳は、母親が B 市に出向き、数冊あった年金手帳の整理を申し出た際にその場で捨てられたと聞いている。確かに納付していたはずの年金記録は失われてしまったが、母親の好意を無にはしたくない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、請求期間において大学生であり、母親が請求者の国民年金任意加入手続を行い、請求期間（請求者が大学生であった期間）の保険料は、母親が A 市内の郵便局に年金手帳を持参して保険料を納付してくれていたとしているところ、これらを行ったとする母親も同様の陳述をしている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム、紙台帳検索システム及びオンライン記録における請求者の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の加入状況によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、請求期間後（大学卒業後）の平成 5 年 4 月頃に C 市において払い出されたものと推認され、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われたものとみられ、請求者が昭和 62 年\*月頃に国民年金に任意加入する申出をした状況はうかがえない。このため、請求者は、請求期間当時、国民年金に未加入であり、母親は、請求者が大学生であった期間に保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、オンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者資格については、上述の加入手続の際、大学生が強制加入の対象となった平成3年4月1日まで遡って強制加入被保険者として資格を取得する事務処理が行われたものとみられ、これは、請求者の国民年金加入手続が行われたC市及び請求者がその後転入したB市の請求者に係る国民年金被保険者名簿における資格取得日とも一致する。この加入手続時の被保険者資格取得に係る事務処理においても、任意加入対象期間である請求期間のうち、昭和62年\*月から平成3年3月までについては、国民年金には未加入とされており、国民年金加入手続後においても、当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、請求期間のうち、平成3年4月から平成5年3月までについては、遡って強制加入被保険者として資格を取得しているため、上述の加入手続時期（平成5年4月頃）において、当該期間の保険料を遡って現年度保険料及び過年度保険料として納付する方法を用いて納付することが可能であったものの、請求者及びその母親の陳述は、請求者が大学生であった期間に保険料を納付したとするものであり、当該期間の保険料を遡って納付したことをうかがわせる事情を見いだすことができない。

加えて、母親は、D社会保険事務所（当時）において、数冊あつた請求者の年金手帳の整理を申し出た際に、それらは捨てられた旨陳述しているものの、上述のとおり、請求者に対しては、C市において払い出された国民年金手帳記号番号のほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないため、仮に以前の年金手帳が廃棄されたとしても、それが請求期間当時に交付されていた年金手帳であつたとは考え難く、請求者の国民年金に係る年金記録が遺漏したとは考えられない。

このほか、C市及びB市の国民年金被保険者名簿において、請求期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらず、母親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1700277 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1700028 号

## 第 1 結論

昭和 60 年\*月から同年\*月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日：昭和 40 年生  
住 所：

### 2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 60 年\*月から同年\*月まで

私は、請求期間当時、大学生であったため、母親が A 市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料についても、自宅に郵送されてきた納付書により金融機関でまとめて納付してくれていた。母親から、紛失した私の年金手帳には、請求期間の保険料に係る領収日付印が押された領収書が貼ってあったと聞いているので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間は\*か月と短期間であるほか、請求者に係る保険料を納付していたとする母親は、昭和 48 年 1 月から国民年金に任意加入し、国民年金加入期間において保険料の未納はなく、複数年にわたり保険料を前納していることから、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿、オンライン記録及び A 市の国民年金被保険者名簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 2 月頃に払い出されたものと推認され、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に請求者の国民年金の加入手続が行われ、その際に、昭和 60 年\*月（20 歳到達時）まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続が行われたものとみられる時期を基準とすると、母親は、請求期間の保険料を過年度保険料として納付することが可能であった。

しかしながら、母親は、当時、保険料は納付書が郵送されてくれば、まとめて納付した旨陳述しているものの、請求期間の保険料の納付時期に関する記憶は必ずしも明確ではなく、請求期間の保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、請求者と同時期に加入手続を行った者の過年度保険料の納付状況による

と、加入手続直後である昭和 62 年 3 月頃に過年度保険料の納付書が作成されていたことがうかがえること、及び昭和 62 年度国民年金未納保険料徴収指針（昭和 62 年 6 月 22 日 B 県通知）において、昭和 60 年度の保険料が未納の者については、昭和 62 年 6 月中に全員に納付書を交付することとされていたことから、母親は、請求期間に係る納付書を少なくとも昭和 62 年 3 月頃及び同年 6 月頃の 2 回受け取ったものと推察される。母親の記憶に沿えば、この 2 回にわたり請求期間の保険料を納付したこととなるが、そのいずれの納付記録も遺漏するとは考え難く、母親がこれら納付書により請求期間の保険料を納付したと推認することができない。

さらに、オンライン記録によると、昭和 62 年 \* 月 \* 日付けで請求者に対して過年度保険料の納付書が作成されているところ、A 市の国民年金被保険者名簿において、請求期間直後の昭和 60 年 \* 月から昭和 61 年 3 月までの保険料が、時効間際の昭和 62 年 \* 月に過年度保険料として納付されたことが確認できる。これら納付書の作成及び保険料の納付時点において、請求期間の保険料は既に 2 年の時効が成立しており、母親は、請求期間の保険料を当該期間の保険料と一緒に納付することはできなかつたものと考えられる。

加えて、A 市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、請求期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

このほか、母親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1700280 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1700029 号

## 第 1 結論

昭和 50 年 8 月から昭和 58 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和 22 年生  
住所：

### 2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 50 年 8 月から昭和 58 年 3 月まで

私は、昭和 56 年 4 月頃に A 市から B 市に住所を移した後、はっきりとした時期は不明だが、役所の人が自宅に訪ねてきて、国民年金の空いている期間があると聞いたため、自宅で、加入手続きを行い、遡って納付できる期間の保険料を納付した記憶があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿検索システム、紙台帳検索システム、国民年金受付処理簿、請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 59 年 2 月頃に、B 市において払い出されたものと推認され、請求者に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続きは、この頃に初めて行われ、この際、請求者が共済組合の組合員資格を喪失した昭和 50 年 8 月 1 日まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続きが初めて行われたものとみられる時期を基準とすると、請求期間のうち、昭和 57 年 1 月から昭和 58 年 3 月までの保険料は過年度保険料として遡って納付することが可能であった。

しかしながら、請求者は、国民年金の加入手続きを、B 市に住所を移した（昭和 56 年 4 月頃）以降に行い、遡って納付できる期間の保険料を納付した記憶があるとしているものの、はっきりとした時期は不明としており、納付対象月及び納付金額についても、はっきりとした記憶まではないとしていることから、請求者の記憶は必ずしも明確ではなく、請求期間に係る保険料の納付状況についての詳細は不明である。

また、請求期間のうち、昭和 50 年 8 月から昭和 56 年 12 月までの保険料は、上

述の加入手続が初めて行われたものとみられる時期（昭和 59 年 2 月頃）を基準とすると、既に 2 年の時効が成立していることから、請求者は、当該期間の保険料を遡って納付することができなかったものと考えられる。

さらに、上述のとおり、請求期間のうち、昭和 57 年 1 月から昭和 58 年 3 月までの保険料は過年度保険料として遡って納付することが可能であったものの、保険料納付について、請求者の記憶は必ずしも明確ではないこと、及び請求者に係る国民年金被保険者台帳においても、当該期間の保険料を納付した形跡がうかがえないことを踏まえると、請求者が当該期間の保険料を過年度保険料として遡って納付したとする事情までは導き出せない。

加えて、請求者に係る B 市の「納付データ明細表（記号番号順）」によると、請求者は、昭和 59 年 4 月 3 日付けで、遡って昭和 58 年度（昭和 58 年 4 月から昭和 59 年 3 月まで）の保険料をまとめて現年度保険料として納付したと記録されており、請求者が、役所の人が自宅を訪ねてきて、遡って納付できる保険料について納付したとする記憶は、このことを指している可能性も否定できない。

このほか、請求者に係る国民年金被保険者台帳及び請求期間後に居住した C 市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、請求期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらず、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。